

高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

高校卒業予定者の生活指導について（通達）

今般、卒業を前にした高校生のプロ野球新人入団選手が、沖縄で行われたキャンプ中、パチンコ店で遊戯、喫煙に及んでいる状況を写真雑誌で報道されるという事件がありました。ご承知の通り、未成年者の喫煙行為は違法であり、学生の遊技場立ち入りは禁じられているところです。

一方、卒業前の高校生が、プロ野球や大学、社会人野球に進む場合、この時期のキャンプや練習参加は本人や当該チームにとって重要な活動で、これまで卒業前であっても保護者や学校長の同意を得て黙認されてきた経緯があります。

しかし、まだ卒業前の高校生の身分であり、この間、成人の選手と行動を共にする環境の中、未成年者が法律に触れる喫煙や飲酒行為が見過ごされることは甚だ遺憾です。

昨年の部員登録の改正で、卒業日まで部員登録を在籍とする制度に戻しましたが、卒業を前にした野球部員の生活指導の難しさが、その検討過程で指導現場からの声として挙げられていました。

しかしながら喫煙行為は健康に有害であるばかりか、スポーツ選手にとっては運動機能低下にも繋がるもので、厳しく戒められなければならないところです。

つきましては、今シーズンオフ以降、卒業前の高校生がプロ野球や大学、社会人の練習に参加する場合は、受け入れ先の責任者とも事前に十分協議し、併せて本人の自覚を促し、非行防止に努められるよう加盟各校指導者にご伝達、ご指導下さい。

以 上